

会議の名称	令和元年度第5回個人情報保護運営審議会		
開催日時	令和2年2月7日(金) 午後6時00分～8時00分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎5階 501会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・日下直喜委員・嶋田節男委員・田村初恵 会長職務代理・當間丈仁委員・広井勝夫委員 (市事務局) 高柳総務部次長・武藤総務課長・竹内総務課長補佐・湯 浅情報公関係長・鳴海情報公関係主任</p> <p>●委員欠席者：水越久吉委員</p>		
傍聴の可否	傍聴 不可	傍聴不可 の 場 合 は そ の 理 由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	(1) 会長挨拶 (2) 会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議 ・令和元年度諮問第10号 市内特別養護老人ホーム待機者名簿に係る個人情報の外部提供(介護保険課) ・令和元年度諮問第11号 公立保育所緊急時メール配信システムの利用(子ども育成課) ・令和元年度諮問第12号 アンケート調査、市民討議会等における住民基本台帳の目的外利用(総務課) (4) 報告 ・社会福祉センターへの防犯カメラ設置 (5) その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・鳴海 電話番号 042-393-5111 (内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 会長挨拶 皆さんこんばんは。寒い中ご参集いただきありがとうございます。 神奈川県に続きまた、自治体が使用していたハードディスクから個人情報が消去されないまま別のかたへ渡ってしまった事件がありました。時期的に言えば神奈川県より後ではなく、たまたま発覚したのが今ただただで、ハードディスクを処分した時期は平行していたのかもしれませんが。本審議会ではコンピュータを利用する委託等をされる場合には、個人情報データの削除については厳しくということを常々申し上げているところであります。この点につきましては継続していただけたらと思っております。 本日はどうぞよろしく申し上げます。			

(2) 会長へ諮問書授受

高柳総務部次長より臼井会長へ諮問書を手渡す。

(3) 諮問審議

○「市内特別養護老人ホーム待機者名簿に係る個人情報の外部提供」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び介護保険課の回答

- データで提出を受けた待機者リストを介護保険システムへ取り込み、不具合のあったものが抽出され出てくるというイメージで良いか。
→ 施設から提出を受けたデータを介護保険システムへ取り込むのではない。提出される待機者リストはエクセルであり、それと、介護保険システムから抽出したエクセル形式の介護保険データとを関数等を用いて突合させている。
- 現状だと、施設へのフィードバックはどのように行っているのか。
→ 各施設から提出される待機者リストに、既に死亡・転出等しているかたがいるということを市では把握しているが、現状その情報を施設へはフィードバックしていない。
- 今回はそのフィードバックをしたいとのことか。
→ お見込みのとおりである。
- 諮問書 P. 11「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）」に「第30条第2項 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が（中略）秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない」とあるが、各施設がどのような措置を講じているかの調査は行っているのか。
→ すべての施設に内容の確認を行ってはいない。東京都では、その基準に関する条例施行要領を定めており、その中で、必要な措置の具体的なものとして、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば誓約書を交わす、例えば違約金についての定めをおくなどをあげている。各施設、基本的にはこの内容で対応していると認識している。
- 東京都の要領で定められているから、それに従って運営されていると思うとの言い方であるが、本当に重要なのは実際にそれをやっているかどうかである。今回このような情報提供を行うのであれば、これを機会に、全施設に対し、どのような措置を講じているか、東京都の要領に沿った運営をされているかの確認をし、必要に応じて指導をしていただきたい。
- 誓約書の取り交わしが一般的であると思うが、それだけだと辞めた後まで意識させることが難しいと思う。例えば公務員であれば、地方公務員法において辞めた後でも秘密を漏らせば罰せられるといった定めがあるように、違約金の定めなど、辞めた後の意識付けが出来るような措置を講じるよう、機会があれば施設へ指導してほしい。
- 入所申込みは複数の施設に対しすることができるのか。
→ 複数の施設への申込みが可能である。
- 諮問書 P. 2「2. 施設入所申し込み等の状況」に「提供を受けた待機者リストから死亡や転出した者を除外し」とあるが、この転出とは、東村山市から転出した者を指すのか。
→ お見込みのとおりである。

- 施設や市から見ると非常に効率が上がることであるが、受益者である市民に不利益がないか気になる。ある施設へ入所したかたが、他の施設へ移動することは無いのか。また、そういった希望は無いのか。本件の情報のフィードバックを行うことで、例えば複数の施設へ申込みを行っていたかたがある施設へ入所できた場合、その他の施設へはそのかたが既に入所していることが伝わることとなるが、それでその他の施設の待機者リストから削除されてしまわないのか。
- 基本的には、介護度が変わる、家族の状況が変わるなどの現況の変化がある場合、申込者から申込み先に連絡していただき、現況を伝えていただく決まりとなっている。しかし、実態として、介護度が重くなり入所の必要性が高まった場合はまだしも、例えば他の施設に入所したり、介護度が下がったりしたときなどは、ほとんど連絡はないと施設からは伺っている。既に他の施設へ入所しているといった事実を施設が把握するタイミングについて、これまでは、入所の順番が回って、施設から申込者へ連絡をした時であったが、これからは市より情報提供を受ける時となる。どちらにしても、施設に入所が決まったかたがその時点で他の施設の待機者リストから削除されることは無い。また、既に他の施設へ入所が決まっていることが分かった時点で申込の優先順位が下がってしまうこともこれまでと変わりはなく、今回の外部提供による不利益は無いものと認識している。
- 施設から待機者リストの提出を受けるのは年度末か。
- お見込みのとおりである。
- 市での突合作業やその結果を施設へフィードバックするのはいつ行うのか。また、死亡や転出、他の施設に既に入所しているといった情報を施設へフィードバックすることについて、申込者本人に対してはどのようにお話しするのか。
- 突合作業は4月に入ってから行い、フィードバックは、恐らく5月以降になるかと思われる。申込者本人へのお話は、諮問書 P. 6「東村山市内指定介護老人福祉施設入所申込書」下部に、市や地域包括支援センター、担当ケアマネジャーへ情報提供することの同意欄があるが、こちらについて、本件に係る情報提供も加えていきたいと考えている。既に申込みされているかた、現に待機者リストに掲載されているかたへの周知は考えていない。
- 既に申込みされているかたへの連絡というか、周知は必要なのではないか。
- 周知しないのはまずいと思う。市からこういった情報が施設へ提供されることについて、申込者本人はこれまで聞いていなかったわけで、聞いていないにも関わらず施設がなぜか情報を知っているということになると、市や担当ケアマネジャーなどとの信頼関係に不安が出るということになりかねないと思う。
- 原則は申込者本人が、現況に変化があれば申込先へ申告しなければならないということは分かるが、そうはいつでも中々申告することが出来ない人もいるし、また、色々な問題を抱えているかたもいるので、介護度が上がる下がるといったことでもトラブルになる場合もあるので、やはり市から施設へ情報のフィードバックを行うことについて、何らかの形で周知する必要はあるのではと思う。
- ホームの申込みを本人ではなく家族や後見人がしているときは、そのかたへ周知がいると思う。諮問書 P. 6「東村山市内指定介護老人福祉施設入所申込書」下部に加える文言を参考にしうえて、例えばハガキ1枚でも、封書でA4書類1枚にでも、手間となるがお送りいただいたほうが良い。それをやっていただけないのならば、この諮問を「可」と出来ないと考える。
- 市個人情報保護条例の第7条には、個人情報の目的外利用のルールが定められており、その中で原則となるのはやはり本人の同意を得ることである。このことについて、所管課は気が付いており、だからこそこれから申込みされるかたにつ

いては申込書にその旨記載し同意を得るという意思をお持ちになっている。既に申込みをされているかたについてもやはり、件数が大量で物理的に無理ではないとするならば、まずは本人の同意を得ることが、条例第7条をクリアする最も合理的な方法かと思われる。併せて、第7条第2項第6号にある、当審議会の同意を得ておくと鬼に金棒である。なので、数は多いが、そこは何とか工夫してやっていただきたい。

- 比較衡量の話も大切である。ただ、施設側の事務が簡略になるだとか、市が合理的に処理できるようになり時間の短縮になるだとかといったことだけでは難しい。これをやることによって、市民に大きなメリット、利益がある、だから目的外利用をさせてほしいという論拠をどう整理するのか。例えば、公平性。本当に施設入所が必要な重度のかたが入れないという不平等が生じており、それを公平にすることは、行政にとっても、施設にとっても、市民にとっても大切であり、そういうメリットがあるという論拠立てを説明し、なおかつ本人の同意が得られれば一番良い。個人情報を利用するが、それ以上に市民にとって利益があるということを行政として確認しなければならない。その辺はどうなのか。
- 基本的には公平性を保てると考えている。介護度が重度になればなるほど、ご家族の力も一定あるが、本人の力では重度になったことを施設側に言えないといった実態もあるので、介護度を反映して、現状にあった入所順位へ上げるということは大切である。また、そういった介護度などの情報がタイムリーに施設へ反映されていない現状から言うと、施設は情報が古いままで、待機者の上位のほうから連絡をしていくが、結局、もう他に入所していたとか、実は介護度が下がっていたとか、折角ベッドが1つあいたのに、次に入るかたを決めるのに時間がかかってしまうこともある。
- 待機者にとっては迅速に入所できるようになるということか。
- ベッドが空いたので、待機順位が上位のかたから電話をしていくと、既に他の施設に入所していたり、亡くなっていたりし、1つのベッドに対して何十件という電話をしなければならず時間がかかる。そういう部分について、迅速になり、ベッドが空けばすぐに入所できる体制をとることは、市民の不利益がなくなるという点へ繋がると考えている。
- これまでは待機者リストの整理を国都へ報告するためにやっていたのか。
- 国都への報告は3年に1度であり、その他に年に1度、市のほうで待機者の状況を確認するためにやっている。
- これまで情報のフィードバックをしておらず、今度からやろうと、意識や方向が変わった理由は何か。
- 27年度から特別養護老人ホームの入所要件が変わり、これまで要介護1以上であったものが3以上となった。諮問書P. 2「2施設入所申し込み等の状況」に記載のとおり、施設の入所期間が相対的に短くなってきており、待機者リストの上位に位置するかたに対する意思確認を中心に実施せざるを得ない状況であり、介護度の低い、順位の低いかたたちの名簿がなかなか整理できていないという状況がある。諮問書P. 1の表のとおり、施設が持つ待機者リストには実際の倍くらいの待機者数がいるというところで、施設だけの努力だけでは立ち行かなくなっている状況があり、そこで、行政側からの支援をしなければ、市民への不利益が大きくなるなという考えに至りご提案させていただいた。
- 施設への申込みは全国どこからでも可能であると思うが、他の自治体から申し込まれたかたについての現況は東村山市でも把握出来ないかと思われる。その辺はどうお考えか。
- 委員おっしゃるとおり、他自治体のかたが市内の施設へ申込みすることは可能

であり、実態として他区市町村からの申込みもある。ただ、入所者の割合を見させていただくと、東村山市民の割合が一定程度あり、施設によってはほぼ100%のところもある。施設による違いはあるが、当市民の申込みが多いと認識している。なので、当市民分が整理されるだけでもかなり合理性は担保できている。

● 待機者数は市ホームページでも見られるものか。

→ 掲載していない。

● まとめは3点。申込書に、利用者もしくはご家族、後見人がわかるような説明を入れて、きちんと読んでいただいたうえでお申込みいただくようにする。それから、既に申込みされたかたにも同様の説明を、どうぞご了解くださいという通知を是非やっていただきたい。既に申込みされているかたとこれから申込みされるかたがきちんと同じ説明を受けて了解いただけるような形をお願いしたい。3つ目が、従事者に対する秘密保持をどのくらいできるのかを確認する。やはり、物より人から漏れるほうが何かと多い。パソコンの廃棄で漏れたというニュースがあったりする。良い機会なので、大事な情報、しかも微妙な情報を提供するのでお願いしたいと、施設のほうに重々念押ししながらお願いしていただけたらと思う。

○「公立保育所緊急時用メール配信システムの利用」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び子ども育成課の回答

● 優先度の高いメールをお送りするものと認識した。そのうえで2点お聞きしたい。1つは、2回不着の時点で登録を削除するとあったが、それは少なすぎるのではないか。もう1つは、登録解除のなりすまし防止の対策がどのようになっているのか。

→ 登録の削除が2回では少ないのではないかという点について、回数の増減が出来るのかが分からないため、事業者へ確認する。登録解除のなりすまし防止について、本人が自身の携帯電話を利用し解除した場合は、解除通知のメールが登録メールアドレスに届くと伺っている。また、コールセンターに電話をしていただき削除することも出来るかと伺っているが、こちらに関しても、諮問書 P. 20 「個人情報保護方針」に記載のとおり、電話にてご本人の氏名、住所、電話番号、メールアドレスを確認し、一度電話を切り、事業者から削除希望者本人へ折り返し、削除を行う。よって一定の本人確認が行われたうえで登録が削除されるものと認識している。

● データセンターは別の事業者が持っているのか。

→ お見込みのとおりである。

● その事業者の詳細について確認をとっているのか。

→ 詳細の確認をしていない。

● データセンターがどこにあるのかも分からないのか。

→ そちらについては事業者を確認したが、詳細な場所までは内部管理情報としてお教えいただけなかった。

● データセンターは国内にあるのか。国外だと何かあった際に、その国の法律になるので心配である。

→ 国内にあり、東日本と西日本それぞれ1つずつ拠点があるとまで伺っている。

● データセンターの場所について確認した内容は、文書にて記録に落とし込んで

おいたほうが良い。また、その他本契約において事業者を確認したことは、何月何日どういうことを言ったということを記録しておくべきである。

- サーバに不具合が発生した際には、事業者とデータセンター職員が共同で作業にあたるということであるが、どのように行うのか。データセンター内で顔と顔を突き合わせてやるものではないと思ってしまう。その辺についてトラブルがないようにしていただきたい。
- セキュリティの面と、ディザスタリカバリ、大地震があったときにどこまで対応できるかなどは、品質にかかわるものである。情報を守るという部分と、災害等が発生し通知できなくなるという可能性は0ではない。その時のリカバリする速さがどのくらいなのか。
- データセンターについて、セキュリティの面、リカバリの面、それから事業者の社員と共同で作業を行うとは、どのようにやるのか等、細かいところを確認していただき、先ほど委員がおっしゃった通り、確認したことを記録に残していただくようお願いする。場合によっては保護者のかたから質問される可能性もあると思う。こういうメールサービスが始まったがどういったところに頼んでいるのか聞かれることがあると思う。ましてやお子さんが絡むので、親の立場からすれば相当心配するのではないか。
- そもそも携帯電話をお持ちでなく、このサービスを利用できないかたや、本人の意思で、例えば情報が漏れるのが嫌だからと利用しないかたがいるかもしれない。そういったかたに対し、市はどういったフォローを考えているのか。
- 現状、急を要する情報を発信する際には、保育園職員が各保護者へ電話で連絡している。本メールシステムへ登録できないかたやしていただかないかたについては、これまで通り電話を用いて対応させていただこうと考えている。
- メールアドレスを変えたり、途中で登録を解除する人が出たりした際には、登録している保護者自らが、市へ、そのことを伝えなくてはならないのか。それともサービス提供事業者から、〇〇様が登録解除したといった情報が来るのか。
- メールシステムについて、市では登録者一覧までは見ることが出来る。よって、その登録者一覧からいなくなっているかたについては、分かった段階で電話による対応となる。また、登録の解除が保護者の意思によるものなのか、それとも何らかの間違いによるものなのかを、事前に担任保育士が確認したうえで、電話対応に切り替えることを想定している。
- 登録者一覧はタイムリーに確認出来るのか。
- このシステムにアクセスしてタイムリーに確認出来る。
- 働いている保護者も多くおり、タイムリーにメールの確認が出来ないかたも多いと思う。メールを確認していない保護者に対して、再度メールをお送りするといったシステムになっているのか。
- 利用者1人1人がお送りしたメールの確認をしたか否かが分かるようになってるので、メールの確認をしていないかたへは再度メールをお送り出来る。
- 同じメールを送るのか。
- 場合による。例えば災害時であれば、第1報として「今は保育園にいます。」というメールを送るが、その後、避難所へ移動した場合は「第●避難所に避難しました。」と第2報として送る。こういった、第1報で送った情報がアップデートされた場合には、第1報未確認のかたへ第1報を何度も再送しても意味は薄いいため、第2報を確認していただけるようお送りすると想定される。
- このリマインドにしても、保育園職員が手作業でやるということであって、自動で繰り返し送るシステムではないという認識で良いか。
- お見込みのとおりである。

- 諮問書 P. 4 「メール配信システム全体イメージ図」の、「返信オプション」を導入するということが良いか。
- お見込みのとおりである。
- メール送信からどの程度の時間、確認の返信が無かった場合にリマインドを送るのか。
- これからシステムを導入し、運用する中で決めていこうと思っているので、現状、時間については決めていない。
- 導入して間もなくは、保護者を交えてテスト運用をすることを考えているのか。
- このサービスについては、主に緊急連絡が必要な際に活用することを想定しているが、それ以外にも、不審者情報や近隣で発生した事件の情報など、一斉に連絡したほうが良い情報で、今までだと、連絡帳やお迎え時に対面でお話するといった対応をしていたものにも活用し、日常的に運用していきたいと考えている。日常的な運用で使い慣れる環境を整えていけたら良いと考えている。
- 不審者情報などは、保育園ではなく市役所からお知らせする形になるのか。
- 市から各保育園へ連絡し、各保育園から保護者へ流していただく。
- 東村山市では防犯メール情報の発信などをやられているが、それが直接保護者へ流れるわけではないのか。
- そういうわけではない。現状では、例えば秋津町で不審者情報が出た場合、秋津町にある第5保育園の保護者へは周知するよう第5保育園に対し依頼し、秋津町からは遠い多摩湖町にある第3保育園へは、園へは情報を流すが、それは保護者から問い合わせがあった際に答えられるようにするために、保護者への周知はしていないといった運用をしている。不審者情報などの情報発信については、これに準じて運用する予定である。
- このシステムを利用した情報発信は、あくまでも各園からということか。
- お見込みのとおりである。
- 諮問書 P. 2 「5 コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無 ②外部回線との接続」に「データセンターのサーバはインターネット回線と接続している。」とあるが、これはインターネット回線を通じてデータセンターがどこか他の、例えば特定の会社とさらに繋がっているという意味ではないか確認したい。
(情報公開係長)
- データセンターがどこかの会社と接続されているといった意味で記載しているわけではない。各保護者のかたが自宅のパソコンやスマートフォンからメールを受け取ったりするため、インターネット回線を繋げているという意味である。
- セキュリティや、何かあったときの障害対応のやり方、災害時のリスク管理、そういったことについて、きちんと確認していただきたい。必要があれば保護者への説明ができるようにしておいて欲しい。また、いつの時点ではこういう状況だった、あるいはこういうことを確認したという記録をしっかりと積み上げていただきたい。
- このサービスを利用しない保護者に対する保育園職員や他の保護者からの干渉、それから子供への影響がないよう、保育園としてはきちんと対応してほしい。
- 市は、登録情報を公開するわけではないが、保護者同士、何かの機会で見かけてしまうこともあるかもしれない。委員が仰ったことについて、保育士各位に注意喚起するよう園長に伝えておく。
- この契約行為は市と事業者がやるのか、保育園と事業者が行うのか。
- 申込みは園毎に行うが、申込書のとりまとめは市子ども育成課が行う。5園の市立保育園分の申込書を作成し、一括で申込みすることとなる。

○「アンケート調査、市民討議会等における住民基本台帳の目的外利用」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び総務課の回答

- 法令は、まずは自治体において自分たちでしっかり判断しようという考え方が底辺にある。国都の言うことが絶対ではない。裁判で争って判断しないと、正しい法令解釈の決着がつかない。国の解釈が負けている裁判例もある。ただ、どちらを取るかという判断で、今後は国都の判断に従い市の解釈もそれに変更するということか。
- お見込みのとおりである。
- 少なくともアンケート・討議会等については、所謂、住基法の目的の範囲内には含めないということか。
- お見込みのとおりである。
- アンケート・討議会等以外で住基を利用するものは本諮問にまとめていないのか。
- 諮問書P. 6、7「<住基法の目的「内」利用と認められる事務>」に記載のとおり、業務によっては目的内利用のものもあるので、こちらは当然諮問は不要である。また、アンケート・討議会等以外で、法の目的内利用とも認められていない事務について、今後は諮問にかけてご意見をいただくつもりである。
- 住基ネットや住基台帳ができるときの議論や反対運動を考えた場合、法の範囲内で利用することは何ら違法ではないが、慎重にやっていただけたらと思う。
- 自身の個人情報はどう活用されているかを気になさるかたは以前より増えてきている。丁寧にやっていかないとと思っている。
- 諮問書P. 2、3に記載の事例以外のアンケート・討議会等に住基を利用する場合、利用の都度、当審議会へ諮問をするのか。
- 事務局においてこの事例と同様と考えられるものについては、ここで一括してご審議いただければと思っている。まったく違う事業で利用する場合には改めて諮問する。
- その中間形態だと、いつものように報告いただくという形でお願いしたい。
- アンケート・討議会等とあるが、「等」にはどのようなものが含まれるのか。
- イベントなどを想定している。所謂参加するかたを抽出する、案内状を送るかたを抽出するといったものをここにすべて含めて考えている。
- 準じて考えていいものは諮問書P. 2、3にあるもので、満たされていると考えてよいわけだ。イベント参加者もとりあえず含めると。
- この範囲に入ると合理的に考えられる範囲で可とする。

(4) 報告

○ 社会福祉センターへの防犯カメラ設置（地域福祉推進課）

（情報公関係主任）

市の施設への防犯カメラ設置は、平成18年に小学校、平成20年に保育園につけたのが始まりです。その際には、個人が映った撮影データを収集すること、警察から撮影データの提供を求められた場合には提供する可能性があることから、事前にこちらの審議会に諮問し、可の答申をいただいた上で設置しております。その

後、新たに設置する際は、「以前の諮問で出た注意点を守って運用すること」を条件に、設置後の報告とさせていただきます。

この度は東村山市社会福祉センターに防犯カメラを設置したため報告するものです。

「令和5年度個人情報保護運営審議会への報告事項」という資料をご覧ください。

東村山市社会福祉センターは、令和元年10月1日より新しい指定管理者が運営しております。新しい指定管理者は「中高年事業団 やまて企業組合」です。

そのやまて企業組合より、施設への不法侵入や、事件・事故の抑制のため防犯カメラを設置したいとの申し出があり設置を許可したところでございます。

設置は既に完了しており、令和元年11月18日から撮影を開始しております。

設置箇所につきましては平面図のとおり、社会福祉センター入り口付近です。

撮影対象者は、社会福祉センター利用者、撮影時間は24時間となります。

防犯カメラの下には、防犯カメラ稼働中であることを周知するポスターを掲示しております。

社会福祉センターの管理及びこの防犯カメラの日常の管理はやまて企業組合が行い、撮影データの開示・外部提供に関する管理責任者は、市健康福祉部地域福祉推進課長となります。

防犯カメラのモニターや記録装置は社会福祉センター1階事務室内に設置しており、こちらの事務所は、原則、やまて企業組合職員のみが立ち入り、職員不在時には施錠されます。

撮影データは約80日間分保存され、期間が過ぎると自動的に上書きされる仕様となっております。

警察署から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会書による撮影記録を求められたときは、地域福祉推進課長が対応することとなり、地域福祉推進課長は、どの警察署からどのような依頼があったのかを記入した文書を起案に添付し、市長までの決定を得たうえで撮影記録を提供します。また、提供に際しては、送付状をつけて提供し、送付状にて「捜査目的以外での使用をしないこと」「撮影データを使用した後は、市へ返還又は復元不可能な状態に消去すること」を求めます。

防犯カメラの設置に係る報告は以上となります。

● 警察のほうで市が提供した撮影データが不要になった際に、返却又は確実な削除をしてもらえるようにしていただきたい。その撮影データが当初の目的とは別の目的で利用されたりすることは避けなければならない。

● 返却していただくのが一番確実である。

(情報公関係長)

→ 今までの実態でありますと、事件の時効が大体10年となるので、少なくともその間は保管しなければならないとのことで、返却があったケースは少ない。

● 防犯カメラの設置について、以後は審議ではなく報告でという形でやってきているが、カメラの性能の変化や機能の追加、使い方の変化など、時代の変化とともに発生する可能性がある。もし、委員の皆様の中かで、追加すべきポイントや、そもそも再審議が必要だとの意見があったら言っていただきたい。

● 現在は防犯カメラが社会正義のために相当活用されているので、当初導入したときよりも、防犯カメラに対する周りの反応は認める方向へ動いている気がするがいかか。

(情報公関係長)

→ 防犯を重視されて設置の要望をされているかたが多くなっている印象はある。

- これまでの仕様と異なることがあれば、再審議の必要性も考慮していただきたい。

(5) その他

なし

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。